

2020年4月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 G - 7 ホールディングス 代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 金 田 達 三

(コード:7508 東証第一部)

問合せ先 取締役総務部長

松田幸俊

(TEL 078-797-7700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月20日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会および取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、株主総会および取締役会の議長を取締役社長ではなく、代表取締役とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変更案
(招集者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その 議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじ め取締役会の決議によって定めた順序に従 い、他の取締役がこれに当たる。 (新 設)	(招集者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、代表取締役が招集し、その 議長となる。 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじ め取締役会の決議によって定めた順序に従 い、他の取締役がこれに当たる。 3 代表取締役が複数のときは、あらかじめ 取締役会の決議によって定めた順序に従い、 他の代表取締役がこれに当たる。
	<u> </u>

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集 し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(新 設)

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集</u>し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 代表取締役が複数のときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序により、他の代 表取締役がこれに当たる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2020 年 6 月 26 日 定款変更の効力発生日(予定) 2020 年 6 月 26 日

以上